



SMTB年金ニュース

(平成25年8月15日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】 厚生年金基金の解散事前協議について (事務連絡発出)

厚生年金基金制度の見直しに関する法律※が成立、公布されたことを受け、厚生年金基金の解散事前協議に関する事務連絡が発出されましたのでご連絡いたします。

※「[公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律](#)」

1. 事務連絡

[厚生年金基金の解散事前協議について
別紙様式](#)

2. 対象

平成25年10月1日以降に解散の認可申請をすることが見込まれる基金（平成26年4月以降は自主解散型基金に限る。）

3. 内容

(1) 厚生年金基金の解散事前協議については、「解散方針議決報告書」を提出することにより行うこと。なお、これにより、従来の「解散事前協議書」は廃止する。

→解散申出理由等の記載が不要となりました。

(2) 解散方針議決報告書には、以下を添付すること。

ア. 基金の概要

イ. 今後のスケジュール（解散議決代議員会開催日、特例解散代議員会開催日、解散認可申請予定日、解散予定日等）

ウ. 解散の方針を議決した代議員会の会議録

※ これまでの解散事前協議には、解散申出理由書、解散理由要件に該当することの説明、掛金率の負担割合の推移、業界の現状及び加入事業所の経営状況、地方厚生（支）局の意見書等を添付する必要があった。

(3) 解散方針議決報告書には、地方厚生（支）局の意見書の添付は不要であること。

(4) 納付額特例及び納付計画の事前協議については、従来の取り扱いによること。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3825